

Q & A 一覧

【区市町村関係】

- Q1 区市町村によっては、総量規制があると聞いているが、開設許可や補助金交付が可能か否かはどのように判断するのか。
- Q2 区市町村への事前相談では、いつ何を提出すれば良いか。
- Q3 開設にあたり、同意が必要な住民はどの範囲か。また、住民説明会の実施が必要なのか。

【整備基本指針】

- Q4 今後の創設や増築の整備計画で、2人部屋や4人部屋の多床室は計画できないのか。国の方針にもよるが、多床室併用の施設整備補助への考え方はどうなのか。
- Q5 通所リハビリテーションや訪問看護ステーションは必ず併設しなければならないか。

【法人審査要領】

- Q6 過去3か年とも医業利益が黒字でないと、補助協議を提出できないのか。
- Q7 基準面積（一人当たり延床面積）はどの程度か。
- Q8 大規模改修補助協議の場合、法人審査要領のどの項目を確認すればよいか。

【入札・契約】

- Q9 入札は必ず実施しなければならないのか。
- Q10 建物工事と空調設備工事の業者を分けて契約することは可能か。

【財産処分の制限】

- Q11 施設 A の整備にあたり、都補助の活用に加え、金融機関からの融資を受ける予定だが、施設 A を担保に供しても良いか。
- Q12 都補助を受けて開設してから 10 年が経過したので、大規模改修補助事業を実施したい。

【その他】

- Q13 サテライト型小規模老健は本体施設からどの程度の距離まで可能か。
- Q14 記録の電子化のためにシステム導入を検討しているが、活用できる補助金はあるか。
- Q15 八王子市において老健整備を計画中であるが、都から施設整備の補助を受けられることができるのか。

【区市町村関係】

Q1 区市町村によっては、総量規制があると聞いているが、開設許可や補助金交付が可能か否かはどのように判断するのか。

A1

- 介護保険法では、老人福祉圏域ごとの施設入所定員総数（実績数）が、介護保険事業支援計画に定める必要入所定員総数（必要数）を超えているか又は超えると認められる場合には、許可を与えないことができるとされています。
- 都では、実績数が必要数を超えている圏域（過剰圏域）において整備する場合、当該施設の所在する区市町村長が許可を認めない旨の意見を提出したときは許可できません。（あらかじめ事前協議の段階で申請者に可否の通告を行うこととします。）
- なお、施設整備費補助金の交付については、過剰圏域における整備計画を原則、審査対象外とします。（ただし、当該区市町村について、整備状況や自治体による意見等から整備の合理的必要性が認められる場合はこの限りでない。）
このほか、補助金交付に係る審査基準は、別添「介護老人保健施設整備費補助対象法人審査要領」等によります。

Q2 区市町村への事前相談では、いつ何を提出すれば良いか。

A2

- 東京都への事前相談と同時期に、区市町村への事前相談を開始してください。提出書類は、区市町村の指示に従ってご準備ください。

Q3 開設にあたり、同意が必要な住民はどの範囲か。また、住民説明会の実施が必要なのか。

A3

- 住民同意の範囲は、区市町村の指示に従って決定してください。
- 住民説明会の実施に加えて必要に応じて戸別訪問を行い、十分な説明を行うことで、地域協力体制の獲得に努めてください。
- 住民同意の方法に関しては、区市町村とお早めにご相談ください。

【整備基本指針】

Q4 今後の創設や増築の整備計画で、2人部屋や4人部屋の多床室は計画できないのか。国の方針にもよるが、多床室併用の施設整備補助への考え方はどうなのか。

A4

- 補助事業の採択にあたっては、基本指針にあるように、ユニット型の方が優先順位としては高くなっています。都としては、ユニット型を優先しつつ、従来型についても整備補助を進めていく方針です。
- 地域ニーズなどを考慮し、計画地の要望に沿うような施設を検討してください。

Q5 通所リハビリテーションや訪問看護ステーションは必ず併設しなければならないか。

A5-老健

- 都は通所リハビリテーションについて、地域ケアにおける極めて重要な資源と考えており、介護保険法上のみなし指定となることから補助事業による効果として整備していただくこととなります。
- なお、施設整備費補助金を受ける場合には、原則として、訪問看護ステーションや訪問リハビリテーションを整備していただくこととなります。

A5-医療院

- 短期入所療養介護事業（ショートステイ）の実施は必須としております。
- また、訪問看護ステーション事業、訪問リハビリテーション事業又は通所リハビリテーション事業を実施する施設の整備を優先しております。

【法人審査要領】

Q6 過去3か年とも医業利益が黒字でないと、補助協議を提出できないのか。

A6

- 原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていることとしております。
- 一時的な事由による赤字の場合は、この限りではありませんが、過去3期連続して営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められません。なお、一時的な損失には、合理的な理由があることとしております。

Q7 基準面積（一人当たり延床面積）はどの程度か。

A7

- 原則として概ね40㎡以上としておりますが、整備地域、レイアウト等を考慮し、計画全体から判断することになります。
- 都の平均では45㎡程度（建物延床面積／入所定員）です。

Q8 大規模改修補助協議の場合、法人審査要領のどの項目を確認すればよいか。

A8

- 【改修等】の整備区分を実施する場合、次の項目をご確認ください。
 - 第1 法人の適格性
 - 第2 法人の財務状況
 - 第4 計画土地・建物
 - 第6 資金計画

【入札・契約】

Q9 入札は必ず実施しなければならないのか。

A9

- 契約の業者選定は原則として、一般競争入札を実施する必要があります。
- 都と協議の上で例外として指名競争入札を行うことができますが、その場合、指名業者を10者以上選定してください。

Q10 建物工事と空調設備工事の業者を分けて契約することは可能か。

A10

- 契約の業者選定は一者としてください。

【財産処分の制限】

Q11 施設 A の整備にあたり、都補助の活用に加え、金融機関からの融資を受ける予定だが、施設 A を担保に供しても良いか。

A11

- 補助事業により整備した施設・設備等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 都補助を受けて整備した施設建物を担保に供する場合、目的に関わらず、事前に都知事の承認が必要ですので、必ず都の担当者へご相談ください。

Q12 都補助を受けて開設してから 10 年が経過したので、大規模改修補助事業を実施したい。

A12

- 上記の処分制限期間内に設備更新等をしようとする場合、都知事の承認及び補助金の返還が必要となる可能性がありますので、ご注意ください。
- 処分制限期間は創設時だけでなく、大規模改修等でも適用されます。
例：給排水又は衛生設備及びガス設備（建物付属設備） 15 年
冷暖房設備（建物付属設備、冷凍機の出力が 22 キロワット以下） 13 年

【その他】

Q13 サテライト型小規模老健は本体施設からどの程度の距離まで可能か。

A13

- 自動車等による移動に要する時間が、概ね 20 分以内の近距離であることです。

Q14 記録の電子化のためにシステム導入を検討しているが、活用できる補助金はあるか。

A14

- 資料【創設等 01】補助制度の概要（創設系）の最後に、介護老人保健施設・介護医療院が対象となる各種補助金をまとめておりますので、ご確認ください。

Q15 八王子市において老健整備を計画中であるが、都から施設整備の補助を受けることができるのか。

A15

- 八王子市は、平成27年4月1日から中核市に移行しました。このため、都の老健・医療院の施設整備に係る補助においては、八王子市は除外されることとなります。
- なお、八王子市では独自に施設整備の補助制度を設けておりますので、八王子市福祉部高齢者いきいき課までお問い合わせください。
- ただし、「看取り対応改修」は、八王子市内の老健・医療院についても、都補助金の対象となります。

(注)

- ◎ このQ&Aは、事前にご質問いただいた事項等について、現時点においてお答えし得るものです。今後、制度の変更等により、回答内容も変更となる可能性があります。